

第百八十七回 参議院 文教科学委员会會議録第六号

平成二十六年十一月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十八日

辞任

堀内 恒夫君

新妻 秀規君

十一月十九日

辞任

松山 政司君

石川 博崇君

補欠選任

松山 政司君

石川 博崇君

補欠選任

堀内 恒夫君

新妻 秀規君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

水落 敏栄君

石井 浩郎君

二之湯武史君

赤池 誠章君

衛藤 晟一君

橋本 聖子君

藤井 基之君

堀内 恒夫君

丸山 和也君

秋野 公造君

新妻 秀規君

アントニオ猪木君

國務大臣

文部科学大臣

副大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門員

下村 博文君

藤井 基之君

美濃部寿彦君

政府参考人

外務大臣官房審議官

文部科学省研究開発局長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

中村 吉利君

田中 敏君

多田 明弘君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会をいたします。

この際、申し上げます。

民主党・新緑風会、みんなの党、維新の党及び日本共産党所属委員の出席が得られておりませんので、これから出席を要請したいと存じます。したがって、しばらくこのままお待ちをいたしたいと思います。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(水落敏栄君) それでは、速記を起してください。

民主党・新緑風会、みんなの党、維新の党及び日本共産党所属委員に対し出席を要請いたしました

が、出席を得ることができませんので、やむを得ず、ただいまから議事を進めます。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案並びに原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、外務大臣官房審議官中村吉利君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水落敏栄君) 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案並びに原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 自由民主党の二之湯武史でございます。本日はよろしくお願いを申し上げます。政治状況、様々ございますけれども、この法律は、まさに原子力の問題で苦しんでおられる方々の法律でございますので、しっかりと審議をしていきたいと思いますように思っております。

東日本大震災発生から三年八か月が経過いたしました。この間、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正や時効特例法の制定を含め、政府、国会としても様々な取組を進めてまいりました

が、いまだ多くの方々が不便な避難生活を続けておられるところで、事態はまだまだ収束したとは言えません。一刻も早い被災地の復興に向け、

政府は一丸となつて取組を進めていく必要があると考えております。また同時に、これからの原子力損害賠償制度をどのようにすべきか、越境被害、越境損害を含む原子力損害への対応を視野に入れた国際的な原子力損害賠償制度への参画についても検討すべきであるというふうに考えております。

本日は、条約を実施するための政府提出法案の審議が議題でございますが、これらの議題について、今後、我が国としてどうすべきかという観点から、原子力損害の補完的な補償に関する条約、通称CSCと呼ばれておる条約が国会において求められており、政府提出の法案はCSCを国内で実施するための国内法であるというふうに考えておりますが、まず初めに外務省にお尋ねをしたいと思つて、このCSCを締結することの全般的な意義について、まず教えていただきたいというふうに思つております。

○政府参考人(中村吉利君) お答え申し上げます。

CSC条約締結の意義といたしましては、まず第一に、国際的な原子力損害賠償制度の構築への寄与が挙げられると思つております。このような制度構築の重要性につきましては、福島第一原発事故後、IAEAの原子力安全行動計画ですとか原子力安全決議などでも国際的に累次確認をされていくところでございまして、事故の当事国といたしまして国際的な賠償制度の構築への貢献は我が国の責務であると考えております。このような観点から、我が国がCSCを締結し、その早期発効に寄与するということは大変大きな意義があるというふうに考えております。

第二は、原子力事故時の賠償の充実でございます。事業者への責任集中、事業者の無過失責任が

定められることによりまして、被害者の迅速な救済が図られることとなります。また、越境損害に際しましては、自国の被害者に対し外国事業者からの公平な賠償が確保されるということになります。さらに、万々が一、原子力事故が起きた場合、損害が一定額を超える場合には他の締約国から拠出金が得られ、賠償のための原資が補填されるという形になります。

第三に、裁判管轄権の集中ですとか事業者への責任集中など、各国共通のルールによりまして原子力関連事業における法的予見性を高めるといことができると考えております。これは、福島第一原発の廃炉ですとか汚染水対策との関連で、知見を有する関連企業の活動の環境整備にも資するというものであると考えているところでございます。

以上です。

○二之湯武史君 ありがとうございます。

今お話がございました、特に原発の廃炉や汚染水対策、こういったものに対しては海外企業がノウハウを蓄積している部分があるということでございます。特にも、例えば福島県の廃炉等々の作業にしまして、仮に外国企業が参入ということを考えて場合、どのような点を現在懸念があり、そしてCSCの締結によつてどういう環境整備がなされるのか。また、外国企業の活動について、具体的にどのような企業の参入が期待されるか、またどのようなスケジュールで行われる見込みであるのか。これは、次は経産省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

まず、海外の企業の懸念についてでございます。福島廃炉・汚染水対策への参画をちゅうちよする外国企業の懸念ということでございますけれども、私どもが実際に耳にしておりますのはアメリカの企業の例でございます。福島での廃炉・汚染水対策に参画した後、仮に今後新しいトラブルが生じた場合に、CSCが未発効の段階でござい

ますと裁判管轄国が明確ではないと、こういう事情になりますので、アメリカにおいて訴訟を提起されるおそれがある、こういった点を懸念しているというふうな承知をしております。

CSCでは、今御説明ございましたけれども、裁判管轄権の事故発生国への集中でございましてか原子力事業者への責任集中、こういった原則が定められておりますので、CSCが締結されれば裁判管轄が事故発生国である日本に集中する、こういうことになりまして、また原子力事業者にも責任が集中すると、こういった点があらかじめ海外の企業にとつて明確になりますので、先ほど申し上げました懸念は払拭されると、このように考えております。

また、具体的な企業あるいはそのスケジュールということについてもお尋ねございましたけれども、今年の二月にアメリカの商務省とエネルギー省が東京で開催いたしました福島リカバリーフォーラム、こういった説明会がございました。この際には、三十社近くのアメリカの企業が、廃炉・汚染水対策について様々な技術の提案を頂戴をいたしました。我々としても、その中でプロジェクトへの参画に強い期待を抱けるような企業というものがあつたわけでございますけれども、残念ながら現時点では、アメリカの国内ではプロジェクトに参加していただいておりますけれども、福島の実地でのプロジェクトには参入が実現していないと、こういった企業が複数存在するという実情でございます。

私どももいたしましては、したがしまして、先ほど申し上げましたような形でCSCが締結されれば、こうしたアメリカの国内では今プロジェクトに参加しているけれども福島の実地にはまだ来れないと、こういったちゅうちよをしている企業が福島での廃炉・汚染水対策に実際に参画していただける、こういった環境が整うというふうな考えております。

クトもやつておりまして、早ければ来年の四月に福島の実地のサイトで技術導入に移行する可能性もあると考えておりまして、できる限り早期にCSCを締結し、こういったアメリカの企業などが福島での廃炉・汚染水対策に参加しやすい、こういった環境を整えていただくことが必要だと、このように考えております。

○二之湯武史君 ありがとうございます。

まさに国際的な英知を結集して福島復興に向かえる、そういう法的な基盤整備というお話だつたと思つております。是非進めていただきたいと思つております。

一方、CSCの意義ということとは非常によく分かつたんですが、他方で、そのCSCというのは原発を輸出する促進条約ではないかというような批判も一方で聞かれるわけですが、こういった点について、そうではないという意味で、しっかりとその見解を文部科学大臣の方からお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(下村博文君) 原子力損害は決して起こしてはいけないものでありますが、万々が一起こつた場合の国際的な賠償制度の構築に貢献することは、原子力事故の当事国としての我が国の責務であると考えております。

CSCについては我が国の締結により発効するため、国際的な原子力損害賠償制度の実現ということから我が国がCSCを締結することは十分な意義があることであります。また、先ほど外務省、経産省からも答弁がございましたが、我が国の原子力損害賠償制度が国際標準に適合したものであることが海外にも明確になることで、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水作業に外国企業が参入するに当たつての活動環境が明確になることにもつながると考えます。さらに、国際的な拠出金制度や損害賠償の内外無差別原則の適用など、原賠法が備えている損害賠償措置を補完することや、他国で発生した原子力事故によつて我が国の国民が損害を受けた場合への備えなど、被害者救済の点でも意義を有していると考えております。

今回のCSCの締結は、これらの点に鑑みて行うものでありまして、原発輸出を推進することを目的として行うものではないと思つております。

○二之湯武史君 ありがとうございます。大変よく分かりました。

あくまで、この法律は、国際的な原子力賠償制度の構築、また国際的なノウハウを持つた企業の参入を踏まえた環境整備、こういったものが内容であるということが確認をできました。

次に、この原子力損害賠償の拠出金の部分をお伺いしたいと思います。

本法律案においては、日本が負担をする拠出金に要する費用に充てるため、原子力事業者から負担金を徴収することとされております。この原子力事業者の中には原子力発電所を保有している電力会社が含まれていると思つておりますが、電力会社としてはこの負担金に必要な費用を電気料金に上乗せをして徴収することになるのではないかと。つまり、国が国民負担とならないように税金から出資するわけではなくて、原子力事業者に仮に負担させるといたしまして、電気料金に上乗せされた場合というのは実質的には国民負担になつてしまつたのではないかと。

そこで、電力会社を監督する経産省にお尋ねをいたしますが、負担金を電力会社に課すことにより電気料金が値上げされるといふことはあるのでしょうか。また、仮に値上げをされるとすればどの程度の負担になるのかと、こういうことをお聞かせを願いたいと思つております。

○政府参考人(多田明弘君) お答え申し上げます。

先生今御指摘のとおり、今回の法案では、一般電気事業者を含む原子力事業者が毎年一般負担金を納付する義務を生ずることになります。したがいまして、その負担について料金の原価に算入することには合理性はあるものと考えております。他方で、これを理由に実際に事業者が料金値上げの申請を行うこととなるかどうかは、これは各事業者の経営判断の問題でございまして、私ども

としてこれについて何か申し上げる状況ではございません。仮に値上げの申請がなされれば、私どもとしては電気事業法に基づきまして厳正な審査を行うこととなると思います。

なお、お尋ねの負担金の総額どのくらいになるかという、料金がもし上がるとした場合にどうなるかということもございませぬけれども、今般の一般負担金の総額は一年当たり一億円強と見込まれるわけですが、これは本来、三十の法人で負担することとなっておりますが、これを便宜的に今お尋ねの原子炉を保有する九つの電力会社のみで負担するとして九社の総電力販売量で単純に割り算をいたしますと、一キロワット当たり〇・〇一から〇・〇二銭という水準でございませぬ。イメージが湧きにくい水準かと思っておりますが、これを一世帯当たりの年間の平均の電力消費量で掛け合わせますと、一年間で五十銭という水準になります。

### 〇二之湯武史君 ありがとうございます。

〇一〇一銭というのはなかなか想像がし難い金額でございますが、一年間で五十銭ということなので、非常に微々たる負担で済むということが確認をできました。ありがとうございます。

それでは、現在の福島県の賠償との関係について文部科学省にお尋ねをいたしたいと思います。

このCSC条約の締結によつて必要な現行法の改正案が今回提出されておりますが、新聞報道等々でも関連記事が掲載され、福島事故の被災者の方々も目にしておられることと思ひます。被災者の方々の立場になれば、このCSCによつて今より賠償が充実するんじゃないか、広く損害賠償をしてもらえるんじゃないかと。一方で、今まで認められていたものがこのCSCによつて逆に認められなくなるようなものがあるのではないかと。

この中身がまだまだ周知徹底されておられないので、そういう事実には基づかない様々な不安を抱えておられる被災者の方々もおられると思ひますが、今回のCSCの締結によつて現在の原子力

損害賠償の基本的な仕組みがどのように変わるのか、変更があるのか、若しくは今福島で行われている賠償に影響が生ずる可能性があるのかどうか、その辺を是非お伺いしたいと思います。

### 〇国務大臣(下村博文君) CSCは、締約国に対して原子力損害に関する原子力事業者の無過失・無責任などを求めておりますが、これらは我が国の原子力損害賠償制度と整合するものでありまして、CSC締結によりまして原賠法の基本的なルールが変更されることはありません。また、CSCは遡及適用されるものではありませんので、現在の福島第一原発事故で行われる損害賠償の支払に影響を与えるということもありません。

東京電力福島原子力発電所事故については、引き続き、被災者の方々に寄り添いながら、迅速かつ適切な賠償が行われるよう関係府省とも連携して取り組んでまいります。

### 〇二之湯武史君 大変よく分かりました。ありがとうございます。

本日の質疑においては様々な懸念されている事項が明らかになったと思ひます。その国際的なノウハウを日本の、特に福島の様々な現状の課題の解決に向けて活用するための環境整備整備である、そのための国民負担は実質的にはほとんどない、また現在の福島県の賠償に関することについては変更がないと、こういったことが確認をされました。是非、この中身を国民の皆さん、特に福島県の被災者の方々に周知徹底をいたいただくことを最後にお願ひ申し上げまして、私の質問を終わります。

### ありがとうございます。

〇新妻秀規君 先ほど二之湯委員の質問にもありましたとおり、この条約及び国内法は福島県の復興を加速するためのものであると理解をしておりますので、しつかりとした質疑にしていきたいと思ひます。

まず、CSCの条約加盟に向けた検討の経緯についてお伺いをします。

平成二十年十二月の文科省の報告書におきま

て、CSC締結について、本検討会ではその前段階として基本的な考え方について論点を整理し、次の全政府的な検討の段階へとつなげていくことを基本とする、そしてまた、今後設置するワーキンググループにおいて更に検討を深めるべきとしております。この平成二十年の報告以降、本年、平成二十六年の原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議までの五年間、政府としてはどのような検討をどのような場で行ってきたのでしょうか、答弁をお願いします。

### 〇政府参考人(田中敏君) 原子力損害賠償制度の国際的な枠組みに関しましては、先生御指摘の平成二十年十二月に原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会、この報告書を提出をいたしました。そこでは、現時点では直ちに国際的枠組みに参加しなければならぬ現状にないけれども、論点を整理していくことが必要であつて、今後、関係府省の連携によつて検討していくというような報告書になつてございます。その後、文部科学省、外務省等々の審議官級あるいは課長級職員の間で適宜課題の詰め等について打合せを進め、関係府省と連携して、CSCを最も有力な候補として検討するということを事務的に進めてまいりました。

今般、本年四月に閣議決定をいたしましたエネルギー基本計画におきまして、原子力損害賠償制度の見直しについては総合的に検討を進めることと、国際的な原子力損害賠償制度の構築についてはCSCの締結に向けた作業を加速することが盛り込まれたということを踏まえまして、内閣官房副長官が主催をし、関係副大臣から構成される原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議を設置をいたし、原子力損害賠償制度に関する課題というものを検討いたしました。その結果、喫緊の課題として、CSCの締結及び所要の原子力損害賠償法等の改正というに取り進むことが適当だということにされたものでございます。

### 〇新妻秀規君 事務方の方で肅々と議論されてきたというところは理解できました。ただ、非常に重

要な問題なので、国民に見えるような形で議論していただきたいなと御意見を申し上げます。次に、原賠法の抜本的見直しの必要性についてお伺いをします。

原子力損害賠償制度については、福島事故発生後の平成二十三年に制定されました原子力損害賠償支援機構法の附則第六条一項におきまして、国の責任の在り方について検討を加え、賠償法の改正等の抜本的な見直しを始めとする必要な措置を講ずることが求められておまして、この趣旨は支援機構法制定の際の衆参の東日本大震災復興特別委員会における附帯決議でも言及をされております。今回の法案についての衆議院での附帯決議におきましても、原子力損害賠償制度について、その抜本的な見直しも含め、更なる総合的な検討を行うこととされております。

今回の改正案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約、CSC条約締結のための法改正にとどまり、福島事故で明らかになつた原賠法による賠償の限界というべき問題点は、引き続き検討課題として残つていと思ひます。

この福島事故では、原賠法に基づいて政府から東電に千二百億円が支払われたと理解をしております。しかし、これは除染等の費用も含めて総額五兆円とも十一兆円とも言われる現状に対して焼け石に水という状況は否めないと思ひます。この事故が及ぼした損害の実情を踏まえた賠償措置額の見直しが必要と考えます。

本年の八月二十二日に行われました原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議の第二回目におきまして、当時の櫻田文部科学副大臣から、原賠制度の見直しの論点については専門的かつ総合的な観点から検討を行う必要があり、有識者の意見を聴くことが有益であると御発言になつております。

川内原発の再稼働の動きが具体化している現状を鑑みて、抜本の見直しが必要ではないかと思ひます。見直しに向けて、どのような課題があると認識し、どのようなスケジュールで見直しを進め

るのでしようか。

また、事業者に無限責任を現状では課してありますが、もし事業者が経営破綻してしまえば被害を受けた方の救済が十分にされないおそれがございます。国がより積極的にサポートを強化すべきと考えます。この点については、衆議院文部科学委員会の質疑でも我が党の中野委員も取り上げております。検討すべきと考えますが、どうでしょうか。併せて答弁をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 原子力損害賠償制度の見直しについては、政府としてこれまでも様々な取組を行ってまいりました。

具体的には、原子力損害賠償紛争解決センターの整備や時効特例法の制定、また、昨年末に閣議決定をしました福島再生加速化方針におきまして、今回の福島第一原発事故に伴う賠償費用等の負担や事故収束への関与について国と事業者との役割分担を明確化し、さらに、さきの通常国会で改正された原子力損害賠償・廃炉等支援機構法におきまして、事故が生じた場合に賠償と事故収束の両面から事業者を支援する枠組みを整備したところであります。

CS C以外の原子力損害賠償制度の課題に関しては、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則及び附帯決議におきまして、原子力損害の賠償に係る国の責任の在り方、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備、また損害賠償措置額の在り方などが挙げられております。

今後の課題及び進め方については、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえつつ、中長期的なエネルギー政策も見通し、内閣官房副長官が主宰し、関係副大臣等から成る原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議におきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 今大臣から御答弁があったこの検討のプロセスをしっかりと私も確認をしていこうと思ひます。

次に、条約が要求する賠償の措置額についてお

尋ねをいたします。

CS Cの条約は、原子力施設を置く締結国に、原子力事故の損害賠償のため、三億SD R、約四百七十億円と言われておりますけれども、それ以上の金額を確保することを求めています。

日本においては、原賠法第七条一項に、原子力事業者は原則として千二百億円の賠償措置を責任保険契約及び政府補償契約により行う旨の定めがございます。同法の施行令第二条により、原子炉の種類や出力によって賠償の措置額が三億SD Rに満たない四十億円若しくは二百四十億円とされている原子力事業者も存在をします。こうした賠償措置額が三億SD Rに満たない原子力事業者が賠償措置額を超える原子力事故を発生させた場合、三億SD Rまでの損害賠償のための金額はどのように確保されるのでしょうか。

これについては、福島事故の後、平成二十三年の十一月十五日付けの文科省の文書「原子力損害賠償に関する条約について」におきまして、CS C条約に加入する場合に考えられる主要課題として、少額賠償措置に係る公的資金の確保が挙げられております。我が国原賠法上の賠償措置額が条約上の最低基準、約三億SD R以下である研究炉、ウラン燃料加工施設等の施設については、最低基準額との差額を埋める公的資金の確保が求められているため、その在り方について調整が必要と論点が提示されております。それ以来三年が経過しましたが、どのような調整がされてきたのでしょうか、併せて答弁をお願いいたします。

○政府参考人(田中敏君) 我が国におきましては、原子力損害賠償法に基づきまして、万々が一原子力損害を起こしてしまつた場合の賠償資金を確保するために、一定額の保険等を措置するということと原子力事業者は、その保険額の額にかかわらず原賠法に基づいて無限責任が課されております。CS Cで求められる損害賠償を確実に履行するということが確保されてございます。

また、賠償すべき額が措置を義務付けられてい

る保険等の額を超え、原賠法の目的を達成するために必要と認められる場合には、原賠法第十六条に基づきまして政府は必要な援助を行うということとされてございます。

これらの点を考慮した結果、CS Cで求められている点ということは確保されているというふうなところでございまして、

○新妻秀規君 この論点についてはきちんと対応されているということが確認できました。ありがとうございます。

次に、損害項目の限定についてお尋ねをします。

日弁連からこの八月に提出された意見書によれば、このCS C条約では、損害項目が、死亡又は身体の損害、財産の滅失又は毀損、経済的損失、回復措置費用、そして防止措置費用に限定されており、これらの損害項目にはいわゆる風評被害や精神的損害、慰謝料は含まれない可能性がある指摘をされております。また、この回復措置費用及び防止措置費用は権限ある当局が承認したものに限りておりまして、回復措置費用は、実際にとられたか、とられる予定のものに限定されるため、例えば国が除染対策を怠つていれば賠償されないことになるおそれがあるとされております。

このように、国内法では回復措置の有無や権限ある当局による承認の有無にかかわらず事故と相当因果関係にある損害が賠償範囲であります。CS C条約締結によつて、この原子力損害の賠償が現行法の賠償内容よりも狭い範囲に限定されるおそれがある、このように指摘をされております。

こうした指摘についてはどのように応えるのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○政府参考人(田中敏君) 原子力損害の定義というところでございまして、

CS Cでは個別に損害項目を列挙してあります。我が国の原子力損害の賠償に関する法律では包括的に記述をしているという違いがございまして、しかしながら、原賠法の原子力損害と条約上

の原子力損害の範囲は一致しているということ、CS Cを締結しても原子力損害の賠償の範囲に違いはないというふうな考えてございます。

先生御指摘のいわゆる風評被害あるいは精神的損害ということでございますけれども、相当因果関係があるものについては原賠法において原子力損害と認められてきたところでございます。こうした原子力損害については、CS Cでは、いわゆる風評被害は条約第一条の定義に書いてございまして、その他の経済的損失あるいは精神的損害と書いてございまして、同じく条約の定義の中に書いてございまして人の死亡又は人的な損害等それぞれに該当する項目に含まれるというふうな解してございます。

また、回復措置の費用あるいは防止措置の費用に關しましては、一般的に個人あるいは自治体の所有物を除染するための費用や個人が避難のために支出された費用等が想定されるところでございまして、これらの費用のうち相当因果関係があるものについては原賠法において原子力損害と認められてきたところでございます。こうした原子力損害につきましては、CS Cでは、例えば条約、先ほどの定義の中に入つてございまして、財産の滅失又は損傷等の項目に含まれるというふうな解してございます。

したがいまして、CS Cの締結によりまして現行の原賠法の原子力損害の範囲が狭くなるというふうなことはないと考えてございまして、

○新妻秀規君 この条約の締結によつて賠償範囲が狭くなることはないという明快な御答弁だったと理解をいたしました。

次に、原子力損害が生じた場合の防止措置費用についてお尋ねをします。

CS Cの条約第一条一項の(i)では、原子力事故とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、原子力損害を生じさせるもの又は防止措置のみに關しては原子力損害をもたらず重大かつ急迫の脅威を生じさせるものと定義をされ

ております。つまり、実際には原子力損害が生じなかつた、言わば空振りとなつた防止措置費用も原子力事故によつて生じた損害として賠償の対象となるようにしております。

一方、現行の国内の原賠法第二条二項では、原子力損害を原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用による生じた損害と定義をしております。

このように、上記条約の規定と現行原賠法の規定は異なつています。例えば、放射線被曝につながらる事故の危険があつたので周辺の住民がヨウ素剤の服用や地域からの避難など防止措置をとつたが、結局大事故には至らずに、結果的には放射線被曝という原子力損害が生じなかつた場合を想定すると、防止措置費用の賠償については現行原賠法では明確ではありません。

条約に適合するように改正する必要があるのか、こうしたことも日弁連のこの意見書では指摘をされておりますが、これについてはどうでしょうか。御答弁をお願いします。

○政府参考人(田中敏君) 原子力損害賠償紛争審査会が福島原子力発電所事故に際しまして日本の原子力損害賠償法に基づき定めた指針という点で、少し具体的な例でございませうけれども、その指針におきましては、外部に核燃料物質を放出することを防止することができた福島第二原子力発電所に係る避難費用等の損害も原子力損害というふうにしてございます。

このように、我が国の原賠法上、結果的に外部への放射性物質が飛散するといったことなどによる放射線の作用で損害が生じるといったことがない場合であっても、放射線を受けることを避けるために必要な措置で相当因果関係がある損害は原子力損害と認めてきてございます。

したがいまして、条約の締結に当たりまして、現行の原賠法ということを変更する必要はないというふうにご考えているところでございます。

○新妻秀規君 条約と現行の原賠法に食い違ひがないことが確認できました。ありがとうございます。

次に、被害者に重大な過失がある場合における損害賠償額の算定についてお尋ねをします。同じく日弁連の意見書からです。

CSCの附属書第三条六項では、原子力損害を受けた者の重大な過失又は損害を生じさせることを意図した当該原子力損害を受けた者の作為若しくは不作為によつて生じたことを事業者が証明した場合においては、事業者は原子力損害で賠償又は補償を行う義務の全部又は一部を免除することができるとなつております。一方、改正後の国内原賠法第四条二項では、被害者に重大な過失があつたときには、これを考慮して損害賠償の額を定めることができることとされております。

このCSC附属書と法案を比較しますと、原子力被害を受けた者に作為又は不作為がある場合について、法案に規定がないように解釈することができます。作為又は不作為を行つた者により原子力損害が生じた場合でも、その者に對し原子力損害の賠償を行うことができるのでしょうか。答弁をお願いします。

○政府参考人(田中敏君) 我が国の原子力損害賠償制度におきましては、被害者と賠償の責めに任ずる原子力事業者との関係は、民法第二百二十二条第二項、つまり、被害者に過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができるという条項が適用されております。

今回、CSCの締結に当たり、文言上の整理によりまして当該部分を改正をいたしましたけれども、そこにCSCにおいて明記されている損害を生じさせることを意図した当該原子力損害を受けた者の作為又は不作為という文言は規定をしてございませぬ。これは、現在の民法上、被害者に故意があるときは、当然損害賠償の責任に関して考慮され、加害者の責任は減じられるというふうにご考えているからでございます。

失礼しました。七百二十二条でございます。済みません、言い間違えました、申し訳ございません。

○新妻秀規君 法律に明確に規定があることは確認できました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○アントニオ猪木君 国会も今日が最後のようですが、例のやつをやらせていただきますので、よろしくお願いします。

元気がですか。元気があれば何でもできるということで、先日、創生委員会でもやらせていただきました。まずはこの国会が元気でなければ日本も元気にならないよということで、私も何十年、この挨拶と、また気合入れ、闘魂注入といひます。行く先々でやらされますが。

今日はまず、先日も質問をさせてもらいましたが、選挙、相変わらず衆議院解散、総選挙という報道をしているところがありますが、この辺も早く、その誤字に対する、どう対処するか、まあ今日のテーマではありませんが、ちよつと云つておきたいと思ひます。

今日は原子力損害賠償に関する質問をさせていただきますが、既存の原発の安全対策に資するために国会に福島原発究明の特別委員会を設置し、結果を明らかにし、その上でエネルギー資源の方向を示すべきではないかという問いをしたいんですが、それと同時に、例えばドイツは隣国のフランスから八〇%の電力を輸入する国家であります。我が国も輸入依存度が八〇%以上と高く、自然エネルギーへの移行は必然的な流れとなつても仕方ないと思ひます。だから、次の、次世代のエネルギーを真剣に考えるべきであろう。そして、その流れの中で少し気になることが、ロシアの通称赤いガスと言われていますが、かつて八九年もエネルギー問題に携わつていたことがありましたので、今ヨーロッパがまさにこの赤いガスによつて非常にロシアに気を遣ひながら、それによつて外交上の武器にされるということも一部報道もされております。

そんな中で、日本の一番懸念となるこのエネルギー問題についてどうお考えか、お聞かせください。

○國務大臣(下村博文君) まず、原子力につきましては、安全性の確保を大前提として活用していくことは重要であるというふうにご考えております。

また、我が国は、エネルギー源の中心である化石燃料の大部分を御指摘のように輸入に頼るといふ脆弱なエネルギー供給構造であるとともに、先般公表された気候変動に関する政府間パネルの報告書におきましても、産業革命以降の気温上昇を二度未満に抑えるためには二酸化炭素の排出を二十一世紀末までにほぼゼロにすることが必要とされていることから、二酸化炭素の排出削減に一層努めていくことが必要であると考えております。

このような認識の下、政府としては、二酸化炭素を排出せず国内で生産できる再生可能エネルギーを重要な国産エネルギーと位置付け、エネルギー基本計画に基づき再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設して司令塔機能を強化するなど、積極的な推進を図つていくところであります。

文部科学省としては、具体的な取組として、従来より二倍程度の効率を有するシリコン太陽電池、あるいはエネルギー容量が従来の十倍となる次世代蓄電池、また藻類によるオイル生産を下水処理に組み込んだシステムなどの研究開発を関係省庁と連携して進めているところでありますが、更に積極的にこれから、再生可能エネルギー、自然エネルギー等新たなエネルギー政策に対して文部科学省としても研究開発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○アントニオ猪木君 次に、ストレス社会ということで、毎年、学生さんの自殺の問題が取り上げられて、私もちよつと調べましたが、今年、前年対比百一人増えて千二十九人という、ネットで見ましたが、そのような、どこでもストレス社会はありますが、我々もプロセスの中でストレスが試合の前は相当たまります。それをどう対処したらいいかと。今日は堀内さんもおられるし、本当に

すごいストレスが掛かりますが、そのときの対処法として、いろんな方との付き合いがあるので、座禅も、あるいは今マハリシという、私もちよつとやったことがあります。非常に外国でも取り入れている国がありますが、大臣は、瞑想法とかそういうものに対してどういうお考えをお持ちですか。

○国務大臣(下村博文君) 私も今お話があつたマハリシの超瞑想は研修を受けたことがあります。瞑想をしておりまして、禅もそうだと思いますが、また宗教もそういう部分があると思います。瞑想することによつて安らかな精神状況をつくるということは、私は大変重要なことであるというふうに思っております。

アメリカにおいてはマハリシの大学もあるというふう聞いています。我が国においても学校教育の中で瞑想等を導入するということは子供たちのストレス解消や精神的にもプラスになる部分があるのではないかと思います。なかなか公立学校で導入するのは難しいと思いますが、私立学校で関心のある理事長等に紹介したこともありまして、ただ、なかなかその教員全体の理解が得るといふのは難しく、我が国では学校全体で取り入れているところはほとんどないというふうなことを経験の中で有意義だと思ふ方が個人的にそれぞれ瞑想等を活用されているということだと思ひますが、非常に有意義なことだと個人的には思つております。

○アントニオ猪木君 なかなか新しいものを取り入れるというのは大変なことだと思ひますが、本当にいいことはない。それで、よく日本の中で規制が、いろんなものが掛かりますが、規制を掛けるのはいいんですが、それを今度は外すということがなかなか難しい。世の中で、今日は挙げませんが、いろんな規制が掛かつて困つて会社が潰れたとか、いろんなことがありますが、よろしくお願ひいたします。

そして最後に、外国人留学生という、ちよつど私が八九年のときに選挙に当選して、その後すぐに、あそこのお台場だつたですかね、陸上競技場で外国人学生運動会、正式な名称は忘れませんが、そこに翌日登場した。本当はもう入院していなさやいないんですが、私のプラウドが、師匠の力道山がやはりそういう不慮の事故で死んだというんで出ていったんですが、さすがに出血多量で翌日入院をまたしましたけれど。そういう中で、外国人の、やはり日本もコミュニケーションというか、限られた世界ではなくて、ほかのいろんな、企業でいえば異業種というか、いろんな学校の生徒たちがそこで触れ合うことは非常に有意義じゃないかなと。今続いているのかどうか知りませんが、その辺についてちよつとお聞かせいただけますか。

○国務大臣(下村博文君) 済みません、ちよつと今よく趣旨が分からないところもあつたんですが、これから二〇二〇年に向けて外国人留学生、それから国内における、日本の学生もそうです。留学生を倍増させたいと思つております。外国人留学生は是非三十万にしていきたい。その中で日本の学生が外国人と一緒にすることによつて、なかなかアメリカの学生に比べると日本の学生は学習時間も半分以下で勉強してないと言われますが、これはアメリカだけではありませんけれども、諸外国の学生は猛烈な勉強をしているということが、日本の学生と一緒にすることによつて刺激にもなつてくると思ひますし、勉強だけでなくとグローバルな視野で、井の中のカワズではなくて、自分のフィールドはこれからもう地球全体だという視野の中で、日本人の学生にとつてもプラス効果であると思ひますし、また、今後、国際社会における共生がやつぱり求められますから、是非そういう学問の場、大学、高等教育の場においても、いろんな学生の交流を積極的に行うことによつて地球社会の中でお互いに生きていく、そういう環境を国としてもしつかりバックアップしてまいりたいと思ひます。

○アントニオ猪木君 私も、ちよつど六四年でしたかね、アメリカに修行に行つて、そんなときに、まあニューヨークはまだそれほど日本人はいなかつたんですが、ロサンゼルス辺りだと、どうして目的意識がはつきりしていなくて、それで結局は外人社会に、アメリカ社会に入り切れなく、みんな日本人でたむろしているという切な場面を見ましたが、そういう中で、やはり留学、あるいはそういう海外に出ていくときのしつかりした心構えというか、その辺の教育も今後大事ではないかと思ひます。

いよいよ選挙なんです、選挙応援もあちこちから頼まれておりますけど、それはともかく、皆さんが国のためにという志を持つて、できれば皆さんがまたこの国会に帰つてきていただければと思ひながら、そういうわけにはいきませんが、ひとつ大臣も頑張つてください。

○委員長(水落敏栄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認めます。

これより両案について討論に入ります。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認めます。

これより両案の採決に入ります。

まず、原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(水落敏栄君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時五十二分散会



平成二十六年十一月二十八日印刷

平成二十六年十二月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D